

運用指針

第2条①-ロ 現場特有の状況に対応するための創意工夫

伐採木のバイオマス発電への活用による処分費の縮減

(新東名高速道路 <sup>イセハラキタ</sup>伊勢原北 I C ~ <sup>ハダノ</sup>秦野 I C)

(新東名高速道路 <sup>ハダノ</sup>秦野 I C ~ <sup>ゴテンバ</sup>御殿場 J C T)

# 新東名高速道路

## 伊勢原北IC～秦野IC 秦野IC～御殿場JCT の路線概要



- ・新東名高速道路は、東京と名古屋を結ぶ延長約330kmの高規格幹線道路
- ・わが国の大動脈である東名高速道路の抜本的な混雑解消や、ダブルネットワーク化による信頼性の向上、3大都市圏の連携強化として機能し、社会・経済活動の発展などに寄与する路線
- ・伊勢原北IC～秦野IC(12.8km)、秦野IC～御殿場JCT(32.3km)はH32年度開通に向けて工事を実施中

## 当初計画

- ・当該事業の用地取得予定地には、立木が大量に存在し、これらの立木の処理には多大なコストが必要
- ・幹のうち、売却可能なものは有価物として売却し、それ以外は産業廃棄物として建設副産物再生処理施設へ搬入

## 経営努力による変更

- ・固定価格買取制度に伴う木質バイオマス発電に着目
- ・発電事業者との協議調整、関係機関への確認等を経て、伐採木を発電事業者へ売却し、バイオマス発電への活用を実現
- ・立木処理に係るコストを縮減するとともに、伐採木の有効利用による再生可能エネルギーの利用促進にも寄与

# 当初計画

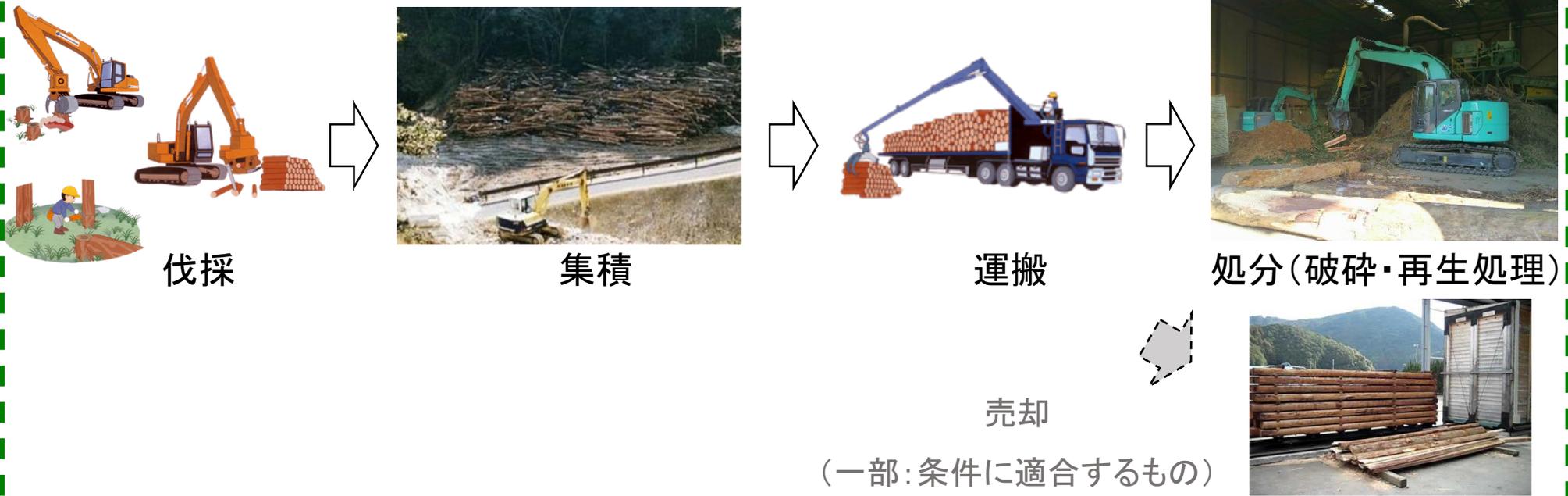
・当該区間の用地取得予定地には立木が大量に存在し、これらの**立木の処理には多大なコスト(立木の価値に係る補償費、伐採費、集積費、運搬費、処分費)**が必要

・立木の処理については次のとおり計画

幹 : 売却可能なものは有価物として売却。ただし、近隣に有価木材等の取引所がない場合、取引所の受入条件(径・樹種等)を満たさない場合は、県内の建設副産物再生処理施設へ搬入

枝葉、根株 : 産業廃棄物として県内の建設副産物再生処理施設へ搬入

会社により実施



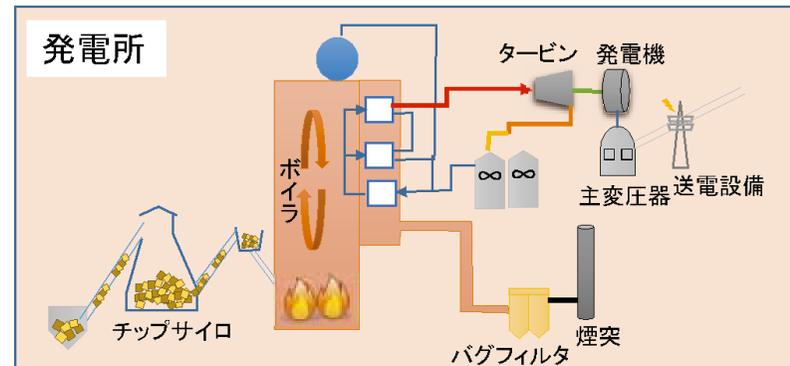
# 変更計画

- ・新東名建設において大量の立木(伐採木)処理が発生
- ・近年事業展開が図られている「木質バイオマス発電事業」の木質材料として、活用することによるコスト縮減を検討
- ・木質バイオマス発電では**安定的な発電**を行う必要性から、**他事業からの持ち込み等を考慮しない材料調達**(外国木材、木材チップ等の購入)により発電事業を行っているのが現状
- ・高速道路事業で発生する伐採木受入に関し、受入れの可能性、安定供給に係る必要量、受入条件等をヒアリングにより確認
- ・高速道路事業での伐採計画(発生時期、発生量)を提示し、課題、受入条件等について協議・調整を実施
- ・**発電事業者、会社双方にメリットのある計画の立案が可能となった**



処分費等のコストを縮減すると共に、再生可能エネルギーの利用促進に寄与

## 【木質バイオマス発電】



伐採木をチップ化し、燃烧させることで熱エネルギーを電気エネルギーへ変換。天候等に左右されない安定的な発電が可能な再生可能エネルギー

# 変更計画に対する取組み

## ◆発電事業者との受入条件等の協議・調整

- ・ **会社の伐採計画と発電事業者の材料調達計画が合致**することが必要
  - ・ 発電事業者が伐採木を受入れるにあたり、**会社と発電事業者の作業区分及び内容**について協議・調整が必要
- ⇒会社の伐採計画(発生時期、発生量)を提示し、**一定期間において安定的に供給可能な計画**を説明
- ⇒受入条件や課題などを整理した上で現地確認も実施し、**双方にとってメリットのある計画を複数提案**するなどし、最終的な受入条件を決定

### ◆伐採木の受入条件

- ・ 伐採・切断後は速やかに集積場所へ運搬し、**極力木材に土が付着しないよう適切に管理**
- ・ **伐採木は4m程度に切断し**、指定の保管ヤードに集積
- ・ 保管ヤードは**運搬トラックへの積み込み作業を考慮し**、平坦な箇所を設定
- ・ 伐採木が安定的に供給できるよう、**予定数量及び引渡時期を仕様書に明記**
- ・ 根や葉など**引き取り対象とならないものは分別**の上、伐採木と隔離

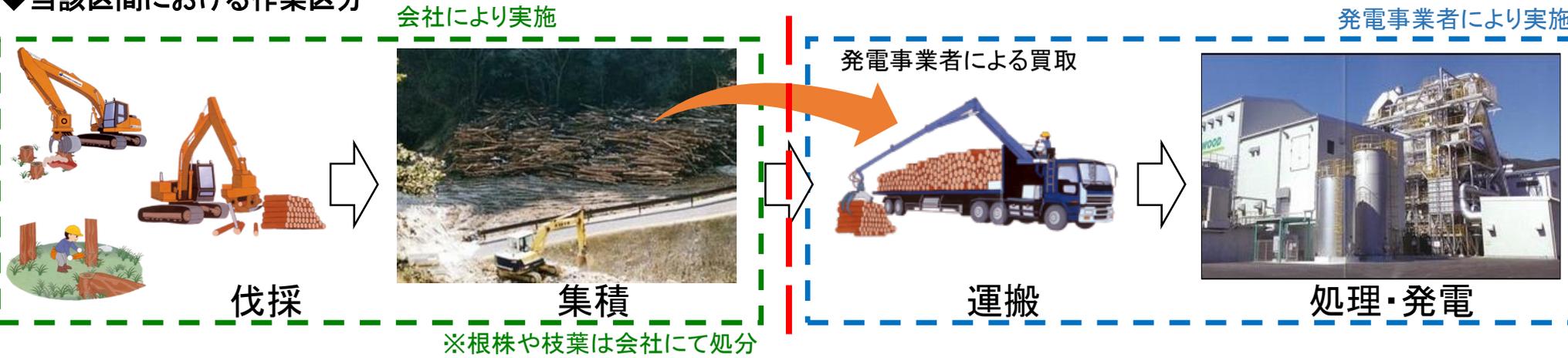
# 変更計画に対する取組み

## ◆関係機関への確認

関係機関(環境省、各県)との伐採木の取扱(有価物と判断されるか)に関する確認

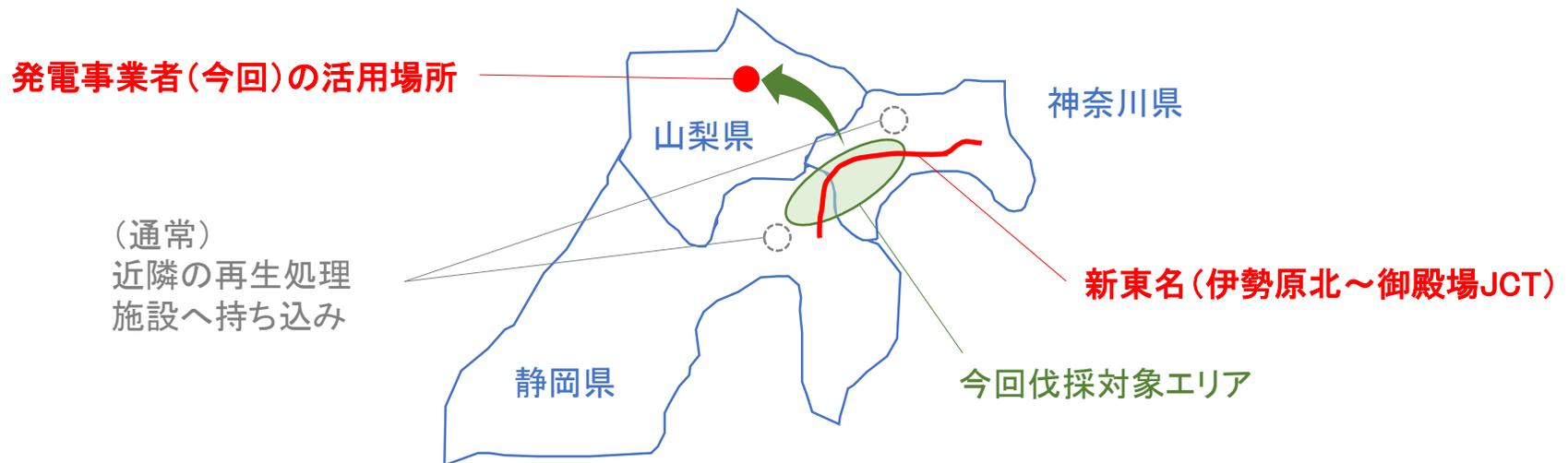
これらの取り組みにより、伐採から集積までを会社が行い、**運搬以降の処理を発電事業者が行う**ことで、**双方ともに経済的メリット**のある計画が実現

## ◆当該区間における作業区分



発電事業者にもメリットのある計画を実現すると共に、再生可能エネルギーの利用促進に寄与

年月	経緯(協議・現場作業等)
H24.7	再生可能エネルギーの普及を目的とした電気の「固定価格買取制度」がスタート
H26.9	社員により、建設事業で発生する伐採木を木質バイオマス発電へ活用することを発想
H26.11～H27.4	バイオマス発電事業者へのヒアリングを基に、新名神建設区間で実施を計画するが、不落札に終わる
H27.11	新名神の結果を踏まえ、新東名管内での本格実施に向け、新たなバイオマス発電事業者へヒアリング
H27.12	関係機関(環境省、各県)と、伐採木の取扱いについて協議・確認
H28.6	新東名建設区間の立木売却業務契約締結
H28.7	山梨県と「立木売却業務」に係る伐採木の取扱いについて協議・確認



## 経営努力要件適合性の認定について

木質バイオマス発電事業に着目し、伐採木の有効活用を図ったことは、**現場特有の状況に対応するための創意工夫**によるものである

運用指針第2条第1項第1号ロに該当

《申請する会社の経営努力》

伐採木を木質バイオマス発電に活用することで伐採木処理費を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

ロ. 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫